

簡易内管施工登録店登録申請について

★必ず「**簡易内管施工登録店登録要綱**」をご確認・ご承諾のうえ、登録申請をお願いいたします。

1. 登録に必要な書類

(1) 登録店申請書（様式1－1）

- ① 別紙の記入要領に基づき作成して下さい。
- ② 用紙は、「簡易内管施工登録店登録要綱」に添付された登録申請書（様式1－1）を使用して下さい。
- ③ 登録を希望する法人（企業）、個人ごとに1通必要となります。

(2) 施工者常備証明兼認定申請書（様式1－2）

当社の認定施工者としての登録及び保安講習の受講申込み申請書です。別紙保安講習日程表をご確認いただきご希望日を記入して下さい。

- ① 別紙の記入要領に基づき作成して下さい。
- ② 用紙は、「簡易内管施工登録店登録要綱」に添付された施工者常備証明書兼認定申請書（様式1－2）を使用して下さい。

(3) 登記簿謄本（申請者が法人の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(4) 身分証明書（申請者が個人の場合）

有効期限内の運転免許証・健康保険証・旅券（パスポート）・公の機関が発行した資格証明書（写真が添付されているものに限る）のいずれかの写しが1通が必要です。

(5) 印鑑登録証明書（（6）を提出する場合は不要）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(6) 外国人登録証（申請者が個人の外国籍の場合）

取得後、6ヶ月以内のもの1通が必要です。

(7) （一社）日本ガス協会 簡易内管施工士資格証の写し

施工者常備証明兼認定施工者申請書に記載されたすべての方の簡易内管施工士（日本ス協会）資格証の写しが必要です。

(8) 要件確認書（様式1－3）

- ① 別紙の記入要領に基づき作成して下さい。
- ② 用紙は、「簡易内管施工登録店登録要綱」に添付された要件確認書（様式1－3）を使用して下さい。

(9) 工具、機械・器具調書（様式1－4）

- ① 別紙の記入要領に基づき作成して下さい。
- ② 用紙は、同封の「簡易内管施工登録店登録要綱」に添付された工具、機械・器具調書（様式1－4）をご使用下さい。

2. 登録申請方法

(1) 書類の送付

必要書類を「東京ガスネットワーク㈱ 需要開拓部 内管研修C内 登録店運営センター」へ郵送願います。

(2) 登録料+保安講習受講料のお支払い

登録申請には、登録料+保安講習受講料が必要です。申請書類受領後、当社よりお知らせいたしますので、所定の口座へお振込み願います。なお、振込人名は、必ず「申請商号」でお願いいたします。振込人名が申請商号と異なる場合、当社でご入金の確認ができません。

- ① 新規登録店登録料
20,900円(税込)／店
- ② 保安講習受講料
5,200円(税込)／人

(3) 受講票の送付

- ① 施工者常備証明兼認定申請書に記載された方の保安講習の受講手続き完了後、登録店申請者宛てに「保安講習受講票」を送付いたします。
- ② 受講票は、受講日の概ね2週間前に届くよう送付いたします。受講票が届かない場合は、お手数ですが登録店運営センターまでご連絡ください。

(4) 保安講習の受講

- ① 受講者数の定員の関係で、受講日はご希望に添えない場合があります。
- ② 講習受講の際には、受講票、簡易内管施工士（日本ガス協会）資格証を持参して下さい。
- ③ 講習修了後、簡易内管施工士（日本ガス協会）資格証の裏面に講習受講済みの証を記載いたします。

(5) 登録店証の発行

登録店証は書類審査終了後、施工者の保安講習受講修了から概ね2週間以内に登録店申請者宛に送付いたします。

3. 登録店申請書類の受付場所、お問い合わせ先

東京ガスネットワーク株式会社 需要開拓部 内管研修C内 登録店運営センター 〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-7-7 横浜管理用地内 パイプライン技術C棟2階 TEL：045-508-1307 受付時間：月～金曜日 9時～17時

4. 認定施工者についての注意点

施工者は、複数の登録店の認定施工者になることはできません。従って、施工者常備証明兼認定申請書に記載された方が、すでに他の登録申請店の施工者常備証明兼認定申請書に記載されていた場合（あるいはすでに認定施工者として他店で登録されていた場合）は先着申請店を優先とし、後着申請店の施工者常備証明兼認定申請書の該当者は無効といたします。

以上